

## 東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 佐々木 順一

### 1 日時

平成 28 年 8 月 4 日（木曜日）

午前 10 時 2 分開会、午後 0 時 4 分散会

### 2 場所

特別委員会室

### 3 出席委員

佐々木順一委員長、城内よしひこ副委員長、伊藤勢至委員、関根敏伸委員、高橋元委員、郷右近浩委員、小野共委員、高橋但馬委員、軽石義則委員、名須川晋委員、佐々木朋和委員、千葉進委員、佐藤ケイ子委員、阿部盛重委員、柳村一委員、菅野ひろのり委員、千葉伝委員、柳村岩見委員、樋下正信委員、工藤勝子委員、嵯峨耄朗委員、岩崎友一委員、高橋孝眞委員、佐々木茂光委員、福井せいじ委員、神崎浩之委員、川村伸浩委員、佐々木宣和委員、渡辺幸貫委員、飯澤匡委員、工藤勝博委員、佐々木努委員、ハクセル美穂子委員、千葉絢子委員、工藤大輔委員、五日市王委員、中平均委員、工藤誠委員、田村勝則委員、斉藤信委員、高田一郎委員、千田美津子委員、小西和子委員、木村幸弘委員、小野寺好委員、吉田敬子委員、臼澤勉委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

熊谷事務局次長、菊池議事調査課総括課長、高橋政策調査課長、和川主任主査、中村主任主査、竹花主査、木村主任

### 6 説明のために出席した者

- (1) 釜石リージョナルコーディネーター協議会 二宮 雄岳 氏
- (2) 木村復興局長、高橋技監兼副局長、内宮副局長、熊谷復興推進課総括課長、田村まちづくり再生課総括課長、高橋産業再生課総括課長、小笠原生活再建課総括課長

### 7 一般傍聴者

なし

### 8 会議に付した事件

- (1) 被災地におけるコミュニティの再生について～釜石市の取組事例より～
- (2) 岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画（第 3 期）の方向性について
- (3) 現地調査の実施について

(4) 現地調査実施報告書（6月実施分）について

(5) その他

## 9 議事の内容

○佐々木順一委員長 ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、日程1、被災地におけるコミュニティの再生について調査を行います。

本日は、講師として釜石リージョナルコーディネーター協議会の二宮雄岳様をお招きしておりますので、御紹介いたします。

二宮様の御略歴につきましては、お手元に配付いたしております資料のとおりでございますが、二宮様は「被災地にあかりをともし」お手伝いがしたいと、平成26年に約23年間勤めた金融機関を退職し、釜石市の復興支援員、釜石リージョナルコーディネーター、通称釜援隊として、被災地の地域コミュニティの復興支援や中心市街地の活性化支援等に御尽力されております。

現在は釜石市内において、災害公営住宅における自治会組織の立ち上げ支援や地域包括ケアの枠組みづくり等に精力的に取り組まれております。

二宮様には、御多忙のところお引き受けいただきまして、改めて感謝を申し上げます。これからお話をいただくことといたしますが、後ほど質疑、意見交換の時間を設けておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、二宮様、お願いいたします。

○二宮雄岳参考人 改めまして、おはようございます。ただいま御紹介を賜りました釜石リージョナルコーディネーター協議会、通称釜援隊の隊長を務めております二宮雄岳と申します。本日は、委員会の貴重なお時間を頂戴いたしまして、「被災地におけるコミュニティの再生について～釜石市の取組事例より～」と題する報告を申し上げる時間を頂戴いたしましたことを心から御礼申し上げます。

また、これらの取り組みは私ども釜援隊だけでなし得るものではなく、発災直後から御自身、御家族、お身内、親しい方々が被災された中、歯を食いしばって地域の皆様をお助けするのだという思いで活動に取り組んでみえました釜石市、私どもの大変大事なパートナーである釜石市社会福祉協議会を初め地域の皆様と一緒に取り組んできた事例からの学びを、私が代表してお話をさせていただくということ、御理解いただければと思います。

では、早速話を始めさせていただきます。まず、きょうの中身ですけれども、五つの項目に分けてお話をさせていただきます。まず、釜石リージョナルコーディネーターとは何であるのかということから、私たちのコミュニティの再生への取り組みの課題感、実際にどういったことを行っているかといったことと、あとは地域の皆様と一緒に取り組んでいる事業について御案内をし、最後に地域コミュニティ復興支援の着眼点、私たちが活動の中で学んだこと、これから生かしていきたいと思っていることについて御紹介をさせて

いただきたいと存じます。

まず、釜石リージョナルコーディネーター、釜援隊とは何者であるかということでございますが、一番大きいくくりとしては、復興まちづくりの調整役ということでございます。釜石リージョナルコーディネーター、釜援隊というのは、総務省の復興支援員制度を釜石市が利用した事業でありまして、2013年から運用を開始しております。復興まちづくりに取り組む団体を支援するとともに、地域の内外をつなぐハブ機能を構築するために活動しております。5期を先日採用いたしましたけれども、200人の応募を受けまして、うち24名を採用しております。外部人材を登用した復興推進のモデルとして、さまざまな場所から御注目をいただいております。現在は、5期を含めて15名の者が活動しております。

では、釜石市が釜援隊プロジェクトを始めるに至った経緯について少し触れさせていただきたいと思います。復興直後から取り組んでまいりました大きな三つの復興課題がございます。被災をされた皆様の住まいをどのように再建していくのか。失われた中心市街地、事業者の皆さんの事業をどのように再建していくのか。そこに住まう方たちの暮らしをどうサポートしていくのか。1,000年に一度、未曾有の大災害と言われ、まさに想定を超えるさまざまな問題が山積しておりましたのは、委員の皆様もよくよく御存じのことであると思っております。

そういったものに取り組むために、予算は大きくつきました。釜石の場合では、通常の予算の約6倍のお金流れ込んでまいりました。お金と仕事の量というのは、単純に比較はできませんが、単純に考えたら6倍の仕事がふえた中で、職員の数は1.2倍、これもさまざまな地域から応援職員の皆様ですとか、任期付の職員の皆様をお迎えしてこういった状況であるわけです。

著しく専門性が不足した状態で仕事だけがふえていく、これにどう対応していくか。パブリックサービスのそれぞれの拠点のすき間というのが、仕事が増えることによって大変広がってしまいました。そういったものですとか、地域で活動されている皆様とパブリックサービスや地域の方たちをどうつないでいくのかというのが非常に大きい復興を進める上での課題となっていったわけでありまして。

そういった中、先ほど御案内を申し上げました復興支援員の制度ということで、2013年の4月、釜援隊プロジェクトがスタートいたしました。ここにも書かせていただきましたとおり、はざままで価値を生む。人と人。理想と現実。そして、復旧から復興・地方創生へ、さまざまなものはざままで私たちは地域の皆様や仕組みをつないだ活動をさせていただいております。

私たちが掲げる大きなビジョンの一つに、まちづくりは人づくりであるという言葉があります。まず、釜石の皆さんと接する中で、四つ目の大きな復興課題は、復興にかかわる釜石の市民の皆様を一人でも多くふやしていくことでもあります。これは、さきの中越地震の際に報告された事例なのですけれども、ハードの復旧が終わった後、復興感を高く感じた方たちはどういった方たちだったのか。調べましたところ、積極的に復興にかか

わった方たちほど復興進んでいるなという感覚を強くお持ちだったということでございました。では、私たちもそういった方たちを一人でも多くふやしていくための活動をしていこうというのが大きなビジョンとして掲げさせていただいております。

まず、釜石というものはどういうものであるのかということをも市民の皆さんにいま一度お考えいただき、そこからどのような価値を生み出していけるのか、そういったものをもって釜石に誇りを持っていただく。こんなまちなんて、ということではなく、釜石でよかったと誇りを持っていただけるようなまちに、どうしたらそういう思いを持っていただけるかということを考えながらまちづくりにかかわっていただくと、こういったことを私たちは考えています。

よく釜援隊の活動を御説明するのに、舞台上の黒子のようなものだというふうにお話をさせていただいております。舞台を拝見すると、黒子がいる。例えば歌舞伎とか、そういったものですね。黒子が何をしているのかというのは、お客様から見えますが、当然黒子を見に来る方はいらっしゃいません。ただ、黒子というのは舞台上の役者さんに道具を渡したり、せりふをお伝えしたり、衣装を引き抜いたり、芝居を成立させるために大変重要な役割を担っています。そして、何より役者さんの信頼を得ているからこそ、舞台上に立っていただけるのだということでもあります。私たちもそうありたいと思っております。私たちの活動が主役なのではなく、地域の皆さん、市民の皆さんが活動するのをどのようにお手伝いしていくかということも私たちは考えながら活動をさせていただいております。

また、ハブ機能を果たすというお話をさせていただきましたが、現在までのところ、これだけのさまざまな外部の団体、企業の皆さんを釜石市内の活動につなげていく活動をさせていただいております。そして、何より私たちが誇りに思っているのは、こういった団体の皆さんが、ただ単にお金を支払ってくれたとか、設備を寄附してくれたということではなく、現地に足を運んで、市民の皆さんと一緒に復興を進めていく活動を、汗を流していただくような活動にコーディネートさせていただけていたということであると思っております。

では、具体的に釜援隊がどういった活動をしているのかということも幾つか御紹介させていただきたいと思っております。まず、事例の1としては、コミュニティの復興支援ということでもあります。大きな活動、きょうお話をさせていただくテーマにもなりますけれども、被災地の新たなコミュニティを形成していきます。地域間の交流イベントですとか、スポーツ大会を開くことによって、住民間の結束を高めていきます。さまざまな課題解決のプラットフォームになる自治組織を設立するためのお手伝いをさせていただいたりしております。

そして何より、ただ地域にお住まいになるだけではなく、御自分たちが選んだ地域で、御自分たちらしく、可能な限り自分の力で生活していくための仕組みづくりをどうしていくかというのが2番目の地域の互助・共助の仕組みを形成していく地域包括ケアの事業化

といった取り組みになります。この2点につきましては、後段で詳しくお話をさせていただきます。

また、地域で生活をしていくためには、当然になりわいをしっかりと支えていかなければいけない、こういった活動にも取り組ませていただいております。大きな被害を受けた水産業の再生を図るために、水産業の6次産業化の支援を行っております。我々のプロジェクトの中から生まれた海まんという商品について、お聞き及びの委員の方も多くいらっしゃるのではないかと考えております。

また、海のまちという印象が強い釜石ですが、実は市内の約9割が森林であります。当然こういったところにもなりわいは存在しておりまして、林業の担い手をどう育てていくかといったところを外部の支援をいただいて、林業スクールを運営するなどのなりわいの支援をさせていただきます。

では、きょうの本題に入っていきたいと思います。なぜコミュニティの復興が重要課題なのか。今さら申し上げるまでもないことかとも存じますが、こちらにお示ししましたのは復興庁がお出しになった「復興5年間の現状と課題」という資料の中あった表であります。まず、大きな課題が三つ、インフラをどう再建していくか。これは、当然に失われてしまった道路、お住まい、そういったものをどう再建していくかといったことであります。

そして、2番目が産業・なりわいの再生。地域のハードは戻りました。そこで、どう生活していきますかといったときに、当然そこで生活の糧を得ていくための仕組みがなければいけません。津波で直接的に失われてしまったなりわいをどう再生していくか、またお休みをされている間に失われてしまった販路をどう回復していくのかといったことを考えるために、産業・なりわいの再生への取り組みというのは大変重要であります。

ところが、このインフラ、なりわいといったものも、そこにお住まいになる方があってこそであります。そういった意味では、このコミュニティの再建こそがあらゆる復興の施策を支えるベースになるべきものだと私たちは考えています。

ただ、取り組む場合に非常に困難であるのは、インフラの整備は物ですから、お金と時間をかければある程度当然再建できていくものになります。産業やなりわいの再生は、その機能をどう取り戻していくかということですから、時間はかかりますが、さまざまな施策がとり得るものと思います。しかし、コミュニティの再建ということになりますと、人と人とのつながりということですから、人がそこに集まって住んだからといって、自然発生的にできるものではありません。これに取り組むためには、地域の住民の皆さんの努力と、そしてそれにかかわる支援団体の努力、こういったものがきちんと組み合わせられなければ、実現は難しいものではないかと考えております。

では、実際に釜援隊がこの地域コミュニティの復興支援のためにどのようなことに取り組んでいるか、大きく分けて三つの取り組みになります。復興まちづくりに関する合意形成支援。これは、例えば区画整理を行うときにどういった方たちにお集まりいただくとお話はスムーズに進むのだろうか。最初の時期は、それこそ本当に地域の住民の皆さんにお

集まりいただいて、どこをどういうふうにしていくのだというお話になると、怒号が飛び交うとか、もう本当につかみ合いになる寸前のような話し合いの中に私たちの隊員は入って、さまざまな調整のお手伝いをさせていただきました。

2番目の地域内の団体間の連携支援というのは、例えば今私どもが社会福祉協議会さんや、さまざまなNPOさんと御一緒に活動させていただいているように、どういった団体のどういったリソースがどこで必要とされているのか。それと、それを組み合わせることによって相乗効果は生まれないのかといったような組み合わせを皆さんと一緒に御相談をしながら進めさせていただくということになります。

そして、現場レベルで一番大きい仕事というのが3番目の地域コミュニティの形成支援ということになります。後ほど写真等も含めて御紹介いたしますが、仮設住宅の自治会設立・維持などのための活動ですとか、そこから災害公営住宅に移られた後の自治組織をどうつくっていくか。

また、災害公営住宅に入られた皆さんを地域の地縁組織とどうつなげていくか。もともとお住まいのところに御戻りになられた方もいらっしゃいますが、新たな地域にお住まいになった方もいらっしゃいます。御自分で建物を建てて、自力で再建された方たちもいらっしゃいます。こういった方たちを今お住まいの地域にどうつないでいくのかといったところを地域の皆さんと一緒に考えさせていただくということになります。

そして、新しい地域にお住まいになった皆さんが安心、安全に暮らせるような仕組みづくりというのが4番目の地域包括ケアへの取り組み。

そして、コミュニティが希薄になることによって失われてしまった、例えば以前ですと子供が地域を歩いていますと、どこの子供だかわかったとか、きょうはあのおばあちゃんに叱られてしまったと、知らない方がいないような地域だったのだと思います。ところが、だんだん、だんだん地域と人と人とのつながりが薄くなってきたり、新たなところにお住まいになることによって、こういう地域でのつながりというのがさらに薄くなってしまったと。こういったケースで、子供たちと地域をつなげるための活動、要するに見守りの目をどう広くしていくか、どう厚くしていくかといったところを異世代間の交流事業などを行うことによってお手伝いをさせていただいております。

また、現状のコミュニティにつながるというのは、いわゆる横幅の支援であります。その地域のアイデンティティーである伝統芸能の継承に関する活動というのも大変重要に考えております。これは、伝統芸能の成立というのは非常にその地域が時間をかけて立ち上げてきたものであるわけですから、新しくお住まいになった方ですとか、津波で失われてしまったこういった伝統芸能を復活させることによって、地域の歴史につなげる。要するに、コミュニティの縦の、時間軸の幅に皆さんをどうつなげていくかといったところで、地域のアイデンティティーを復活させていくというような活動にも取り組んでおります。

そして、もう一つ、中心市街地活性化の支援です。

写真を交えて少しお話をいたします。一番上は、災害公営住宅自治会設立支援のときの

光景です。赤字で直してあるところが、私たちが取り組むからこそといったようなところ  
であります。先ほどもお話ししましたが、既存地縁組織との接続の基点づくりとしての自  
治会、当然日常生活上のルール番人づくりということで自治会の活動というのは必要な  
のですけれども、災害公営住宅にお住まいの方たちを地域の方たちとどうつなげていくか  
というところの役割を自治会に担っていただくこととなります。

2番目が子供の居場所づくりということで、異世代間交流事業の起点づくり。ただ子供  
と御高齢の方を結ぶだけではなくて、子供がついてくれば親がついてくる、そういった方  
たちを地域の方と結ぶ。どこでも地縁組織の担い手不足というのが懸念されているわけ  
です。子供をだしにしてというところちょっと言い方が悪いですが、保護者の方たちにも  
地域の活動にかかわっていくためのきっかけづくりとして、子供たちとの活動というのを  
行っています。

あとは、応急仮設住宅、今もう釜石でも集約が始まっております。取り壊しも始まって  
おりますが、どうしてもさまざまな事情でまだ仮設住宅に残らなければいけない方たちが  
いらっしゃいます。そういった方たちの復興感の差異をどう埋めていくかということも、私  
たちの大変重要な活動の一つと思っております。地域内の復興感の差異を緩和するという  
意味では、資料にあるように、釜石の平田地区の5町内会の皆さんを集めて、三陸鉄道に  
乗って親睦を図るというような、そんな活動も行っております。

そして、中心市街地活性化ということですが、まずまちのにぎわいを再生することによ  
って、釜石市、なかなかまちが戻ってきたではないかということを感じて  
いただくというアナウンスの効果もございしますが、商店街にもコミュニティとしての大き  
な機能がございします。既に御案内のこととは思いますが、商店街には社会的機能と経済的  
機能というのがございします。経済的機能というのは、これは商店が集積している、地域の  
皆さんの生活を支える商業の集積の場という意味での経済的な機能。社会的機能というの  
は、そこに人が集うというようなことでのコミュニティの一角としての機能ということ  
であります。中心市街地の再建を果たすことによって、地域にお住まいになる災害公営住宅  
の皆さんの生活を経済的にも社会的にも支えるという意味では、商店街の再建というのは、  
やはりコミュニティの大きな一つの柱と私たちは考えています。

では、このコミュニティの取り組みについて、取り組みを行っていく前提条件というこ  
とで、釜石市の人口構成というのをここに示してみました。最大のときでは、製鉄所が華  
やかかなりしころは10万人に近い人口があった釜石市も、平成27年には3万5,000人にな  
っております。どちらの地域でも同じような状況とは存じますが、高齢化率が  
36.1%、これは岩手県全体の平均をやや上回っている数字になります。

一方で、そういった方たちが、御高齢の方がふえるということは、要支援、要介護、そ  
ういった社会的なケアを必要とされる方たちもますますふえていく、そういったものに対  
する対応ということを考えなければいけない。以前は、高齢者の方たちお一人お一人をど  
う支えるかということを考えればいい制度をさまざまつくってまいりましたが、これから

は高齢化社会を、社会そのものをどう支えるかといったことをコミュニティの中でも考えていかなければいけないと私たちは認識をしております。

そしてなお、これが最も大きい問題なのですけれども、コミュニティからの分断ということになります。お住まいの地域で被害を受けられまして、仮設住宅に入居することによって、まず地域からの移転で地域コミュニティから一回分断をされました。そして、3年、5年とたつて、仮設住宅から御自分で自力に再建されたり、災害公営住宅へ入居されることによって、仮設住宅というコミュニティからもう一度切り離されるということになりました。

仮設住宅というと、今私も仮設住宅に入居させていただいておりますが、隣の音がよく聞こえる。電話が鳴って、自分の電話かと思ったらお隣の電話だったとか、どのテレビを見ているかわかったりとか、どのゲームをしているかが音でわかるというような、それぐらいのところ。御近所もすぐ近くで、仮設住宅なんてと思っていた方たちが災害公営住宅に入った途端、あの仮設住宅のうるさが懐かしい、ちょっとそんな悲しいお声を聞いたりすることもあります。

災害公営住宅に入居することによって、もともとお住まいの地域にいらっしゃったのであれば、受けられたはずの見守りの目がどうしても欠けてしまう。そして、機密度が高く、閉鎖性の高い公営住宅に入ることによって、またはふなれな地域にお住まいになることによって、地域とのつながりを失い、引きこもってしまう被災者、高齢者の存在、いわゆる新たな孤立と言われるものが発生することが懸念をされているわけであります。この懸念を受けとめるための仕組みづくりというのが必要ではないかというのがコミュニティを形成する上での課題感として浮かんできたこととなります。

コミュニティ関係者の中で最も恐れるのが孤立死、孤独死であります。阪神・淡路の経験を生かして、釜石市であれば1日2回、仮設支援連絡員の方たちが仮設住宅を回ってお声をかけてくださいました。今は1日に1回になりましたけれども、そうであったとしても、不幸な事故はやはり防げない。それをどう仕組みで支えていくかということを考えていかなければいけないというのが大きな課題感ということになります。

では、コミュニティを仕組みで支えるというところを、釜石市の取り組み事例を幾つか御案内をさせていただきます。まず、一番最初に御案内するのは、地区生活応援センターであります。こちらは、釜石版地域包括ケアシステムの実働拠点と書いてありますが、実は震災前からこの仕組みというのは、釜石市は取り組みを始めておりました。震災前は6カ所、現在は8カ所にふえておりますけれども、いわゆるイメージとしては公民館に保健師が常駐し、保健ですとか福祉に関する相談、当然公民館ですから生涯学習等も行っておりますし、行政窓口としての機能も持っています。市民の皆さんがこの生活応援センターにお見えになれば、大抵のことがワンストップで御相談をいただけるという仕組みを、実は釜石市は震災前から始めておりました。そして今、後ほど御紹介を申し上げます地域包括ケアの住民レベルの実践というところでは、この地区生活応援センターの機能というの

が大変重要だというふうに今認識をしております。

2番目、地域会議という仕組みがございます。これは、イメージとしては連合町内会のようなものとお考えいただければよろしいのかと思います。住民によるコミュニティ活動の拠点として、地域会議というものを釜石市では運営をしております。これは、町内会だけにかかわらず、例えば子供にかかわる団体、安心、安全にかかわる団体、漁協さんですか、婦人会の皆さん、そういった方たちがお集まりになって、地域の課題を皆さんで相談していこうという仕組みを持っております。ここもまさに子供から高齢者までを対象とする地域包括ケアの住民レベルを実践する拠点として期待をされております。平成29年度から開始されます地域支援事業におけるいわゆる協議体の一つの大きな受け手となるのがこの地域会議ではないかと私たちは考えております。

そして、災害公営住宅そのものにもさまざまな配慮を行っております。平成26年末までに全ての災害公営住宅において、申し込みや入居者の内定が釜石市では完了しております。そして、今年度移転というか、災害公営住宅の完成がピークを迎えることになっています。ここに入居していただく場合においても、住民の皆さんが孤立をせず必要な支援が行き届くように、コミュニティづくりに配慮した入居プロセスを釜石市ではとっております。

5階以上の住宅については、ここにお示したように要配慮世帯というものを設定いたしまして、入居していただくときに見守りの目が十分に届くように、全体の5割以下になるように入居の配分をさせていただいております。つまり災害公営住宅に入居するときに、年齢層が偏って、気がついたらここは御高齢の方たちで、見守りも支え合いも自分たちではできないよねということにならないように、入居時に配慮をしているということであります。

そして2番目に、優先エリアというのを設定して、入居した部屋をほかの入居者の皆さんが見守っていただく環境を整えるようにということで、塊にならないような入居のシステムというのを考えております。

さらに、入居された公営住宅で御自分たちの生活を御自分たちでコントロールしていただくための自治会組織の立ち上げの支援、ここは市の取り組みというよりも、我々支援団体の取り組みが大きいということになるかと思います。まず、自治会立ち上げ自体のお手伝いをさせていただいております。これは、また後段詳しくお話をいたします。

そして、今年度災害公営住宅は、先ほど申し上げたとおりに完成がピークを迎えますので、釜石の中心市街地だけでも今年度14個の災害公営住宅が建ち上がります。大体400世帯、1,000人ぐらいの方たちが一気に中心市街地に入ってみえる。こういったときに、こういった方たちのコミュニティをどう支えていくかというのは、今まで一つのものを一つの団体というふうにやっていたような数ではとても間に合わなくなりますので、これを最低限のマニュアル化を目指して、漏れなく、むらなくコミュニティの再生のお手伝いができるような仕組みづくりを行っているところであります。

では、コミュニティ復興支援の実際、私たちが取り組みました災害公営住宅の自治会設

立支援のことについて御報告をさせていただきます。ここにお示ししましたのは、釜石市内における災害公営住宅の状況、これは2月時点のもので、現在数値は少し動いております。釜石市内においては、ほかの自治体と同じように、市営のもの、県営のもの、二色あります。県は、基本的に集合型の住宅を整備してくださっています。市は、集合住宅と戸建ての整備を行っております。こういったところに県と市の役割の違いがあるわけでありませぬ。

県は、広域の被災者の方を受け入れるために、十分な戸数を供給するために大型のものをつくと。大型の建物を建てるためには、どうしても町なかのようなところというわけにはいかず、少し中心市街地から離れたところに建物を建てるというようなこととなります。大きい建物ということになりますから、複数地域の被災者の方が1カ所の公営住宅に入居をされます。釜石市で被災をされた方だけが入居されるわけではないということになります。

一方で、市は限定的な地域の個別ニーズに対応するために、もともとお住まいであった地域に意向調査を踏まえた数の災害公営住宅をつかって、そちらに入居をしていただくというプロセスをとっております。ここにも書きましたが、原則従来の居住地域に戻っていただくということになります。この違いがコミュニティ形成にも当然影響を与えていくということになるわけでありませぬ。

先ほども御案内いたしましたとおり、災害公営住宅の完成は今年度に集中してまいります。平成28年度が21戸です。ここで、釜石市はほぼ8割の災害公営住宅の整備が終了するわけです。中心市街地である東部地区では14棟の公営住宅、これ団地型のものが完成いたします。1年間で約430戸、1,000人弱の方たちの人口を見込んでおります。

対象地域には八つの既存町内会がございますが、震災後住民の皆さんが避難をされたことによって住民が少なくなってしまう、活動を休止している町内会、解散してしまった町内会もあります。こういった既存の地縁組織のトリートメントをしながら、新しくお住まいになった方たちをその地域にどうひもづけていくかということを考えていかなければいけないということになっております。

では、コミュニティ、コミュニティと申し上げておりますが、そもそもコミュニティとは何であるのか。そこを目指してどういう活動をしていくべきなのかということをお報告させていただきたいと思っております。先ほど復興の大きな三つの課題というところで申し上げたとおり、ハードを整備して、そこに人がお住まいになったからといって、コミュニティができるわけではありません。コミュニティとは何であるか。そこにお住まいになった人々が、お集まりになった人々が、共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団であるというふうに一般的にコミュニティは表現されております。では、コミュニティを形成するためには何が必要かという、その集団、その地域がよって立つ、今赤字で示しました共同体意識をどうつくり上げていくかというプロセスが重要だということになります。ただ単に自治会をつくりましたといってコミュニティができるのであれば、

こんなに簡単なことはないということでもあります。

では、その共同体意識とはどういうことであるかというのをここにお示ししました。三つです。われわれ意識、役割意識、依存意識。われわれ意識というのは、そのコミュニティは、その共同体は私たちのものだという一体感を持った参加意識がなければいけない。2番目に、その役割を通じて、その地域共同体に結びついているという意識がなければいけない。そして、依存意識、他人に対する心理的な依存意識ですね。皆さんがいて、それぞれの役割を持っていることによって、機能を分担する組織がコミュニティの中には必要、こういった意識を地域の皆さんにどう持っていていただくかということテーマにして活動をしているということでもあります。

では、具体的にどのような活動をしたのかというのを県営平田災害公営住宅の例で御案内をしたいと思います。こちらは、県営と書いておりますとおりに、設置者は岩手県。入居開始は、平成26年2月。現在までの入居状況は、多少、1戸ふえたり減ったりありますが、設置126に対して現在は111です。集会所は別棟に整備していただいております。

ここでの課題、禁止されているペットを飼っていらっしゃる方が入居しています。現在の住宅ではペット可の部屋をつくっておりますが、県営平田のときではまだペット可の部屋がありませんでした。ここにそっとペットを飼って、連れて入ってしまった方がいらっしゃる。中には私がいた生活応援センターに、「ここってペット飼っちゃいけないんだよね」と確認をした方がそのまま飼って入っているとか、そういった方もあります。余り大きい声では言えないのですが、公式に確認されているペット飼育者は9名ということになります。後でお話するように、私たち1軒1軒回って、飼っていないはずのところはペットトイレがあったりとか、そういった現状も見たりしております。なかなか根深い問題です。

何よりも集合住宅にお住まいになった方が余り多くいらっしゃらないと。都市部であれば、アパート、マンションにお住まいになるということは当たり前のようにあるのかもしれませんが。私神奈川から来ておりますから、どちらかという自宅を持っている方が少ないというようなことがあるかもしれませんが、釜石のような地域になりますと、土地が自分のものか人のものかにはかかわらず、一軒家に住んでいた方が多いわけですね。これが集合住宅に入ったということで、集合住宅固有のルールになれていただくとか、環境になれていただくということもとても難しい課題ということになります。

そして、県営平田災害公営住宅の場合は、入居されている方の年齢が市の高齢化率を上回っているということです。

そして、すぐ横には平田の仮設住宅が2棟建っております。再建をされた方と、これからまだ再建道半ばという方が同じ敷地の中で混在しているという状況、復興感の差異ということです。これ、さまざまなイベントをやろうとしても、どちらかが遠慮してしまったりというようなことが起こるということです。

そして、何より皆様もよく御案内かと思いますが、入居前からの人間関係のしがらみが

やはり地域の活動の中にも持ち込まれています。地域の方たちというのは、大体同じ避難所でお過ごしになっていらっしゃるから、そこで起こったことがいまだにどうしてもひっかかると。今この平田の災害公営住宅では夏祭りの準備をしているのですが、どの方たちにお手伝いをいただきたいかということでお声がけをしているのですが、やはりあの人たちがやるのだったら、私たちは協力できないというようなお話を、5年たってもまだやはり根強くお持ちの方もいらっしゃいます。

ここで、自治組織をつくるために釜石市と私たちがどのような取り組みをしてきたかということなのですが、まず県が指定している、県の非常勤の職員でいらっしゃる管理人さんという方が4人いらっしゃいますが、まずその方たちから、最近この平田の公営住宅の状況どうですかというお話を聞くところから始めました。そして、その管理人さんごとの4ブロックに分けて、住民交流会ということで皆さんの御意見をお聞きする会をつくって、その中から代表世話人を選んで設立準備会、そして自治会の設立へというふうにつなげていったわけでありまして。こういうふうにしてひゅっ書くと、何かスムーズに行ったのではないかというふうに見えるのですが、実はというところなのです。

住民交流会において、ペットを飼っている方たちばかりの会のときは、「何で俺たちがペットを飼っちゃいけないんだ」と、こういう話一色で染まる。そうではない場合は、「何でペット飼っているやつがいるんだ、おかしいじゃないか」と。その場には県の振興局の方ですとか、あと指定管理人の方もいらっしゃいますので、「何でお前たちはああいう人たちを許しているんだ」というようなことで、それぞれの主張が飛び交うのですね。もう結論としては、ペット問題がある限りここで自治会なんかできるわけがないとみんな思っていたわけですが、先ほどお示したような、ここでも共同体意識を高めていくために、私たちはさまざまなプロセスを踏んでいきました。

そのためには、まず何をすべきか。まず、ペット問題さておいて、もう住んでしまっていますからね。ここでお住まいになるということについての課題をみんなで共有しましょう。お住まいになって困っていることありませんか。それをどうやったら解決できるかというのをみんなで考えて共有しましょうという取り組みであります。

そのために、当時110世帯、冬の12月から1月ぐらいのところ、寒い時期ですね、10回以上にわたって全軒を回りました。そして、皆さんお話を聞く。最近お住まいになって、1年間お住まいになってみてどうですか、何かおっしゃりたいことありませんかというようなお話を聞いて回るわけです。なかなか1軒1軒回ってお話を聞くというのは、これは行政の方では難しいことなので、我々のような支援団体が取り組む、まさにポイントだったのかなと思っております。

結果を先に申し上げると、自治組織の必要性を説き続けて、ペットがいる限り絶対できないよと言われた自治会を110軒中85軒の賛成をいただいて、自治会の設立にまでこぎつけました。では、残りの何軒かが積極的に反対したかということ、そういうわけではなくて、なかなかお目にかかれないとか、そこにお部屋を持っていらっしゃるのですけれども、た

まにしかいらっしやらないとか、そういう方もいらっしやったりとか、あとは本当に御高齢の方で、何だかわからないから私いいですとおっしゃったような方たちで、そういうことであります。基本的には、皆さんの賛成を得て自治会を設立したというふうに認識しております。

これ、1軒1軒回りながら私たちが考えていたということは、課題をどう自分のこととして捉えていただくかということです。自分が参加しないことに人は無関心ですので、まず課題を出していただいて、それを解決することをみんなで考えましょうという、その問題が自分だけの問題ではなくなるというところを皆さんと一緒に解決していきましょうということをお伝えするかということでもあります。そして、それを解決するためには、県とか市とか、そういうところだけではなくて、皆さんもやっていただくべきことがあるのではありませんかということをお伝えしていったということでもあります。

結構地縁組織の会長さんたちには、「住んでいるんだから、町内会に入るのは当たり前じゃないか」というふうにおっしゃる方いらっしやるのですが、後で御紹介する先進地視察、包括ケアの先進地である神戸でも、私たちが伺ったところでは、自治会の組織率なんて3割ぐらいです。ただ、そのかわりに、NPOさんがその狭い地域に65くらいあって、市民の皆さんのあらゆるニーズはそういったところが解決していく、ある意味で町内会がなくても地域生活ができるような、町内会がないのがいいとか悪いとかということではなくて、そういった活動を進めることもできるわけです。だから、あって当たり前、加入して当たり前というのは、なかなか今もう通用しなくなっているわけです。ですから、まず自治組織は何で必要なのかということをお地域の皆さんに御理解いただくということも、やはり活動の中では必要なのではないかということになっていくわけです。

では、釜石市の取り組みがなぜかスムーズに進んだのかということをおちょっと御紹介をしたいと思います。ここに示しましたとおり、横断的諸団体との協働による関係者の視野の拡大と書いてあります。この県営災害公営住宅が自治会立ち上げのための活動の第1号でありました。ところが、何をやっていいかわからないのですね。町内会の役員やったことがあるという方がいても、町内会立ち上げました、自治会立ち上げましたというのは、なかなか経験できないのですね。私たちは、もう既に五つぐらいやっているのですけれども。ですから、問題が起こるたびに個別に相談するしかないのです。そのたびに振興局とか指定管理者のところに伺うと、もうだんだん嫌な顔をされるのですね、今度は何ですかと。どうしていいかわからない。要するに先例がありませんので、先読みができないのですね。次に何をしておけばいいのか、どういうことを準備しておけばいいのかということが予想ができない中で仕事をするということは、すごく大変なことです。そして、何をすればいいかわからないから、責任の所在がはっきりしないのですね。具体的なタスクがあれば、それは何々部です、何々課です、市です、県ですというお話になるのですが、それがわからないものですから、それどこの担当ですかという話になるのですね。それについては指定管理者に任せておりますと。指定管理者に相談に行くと、「ええ、うちですか」

と、そういうことになるわけですね。そういったことを一つ一つ皆さんと議論しながら積み上げてきた。

これは大変だということになって、釜石での取り組みの場合は、プロジェクトチームをつくることにしました。市民生活部ですとか生活応援センター、地域づくり推進課、要するに地域系、まちづくりの担当部署と、あとは都市計画課、住宅整備室、ハードのほうの担当部局、そしてそこにお住まいになる人たちの心を支える福祉の専門家、そういった方たちにも集まっていただいて、プロジェクトチームをつくりました。それぞれの部署がそれぞれの経験から、それぞれの仕事で被災をされた方たちとかかわった経験から、課題を予測した対応をしていこうということになりました。つまり専門性と責任を持ってかかわる体制をつくっていったということです。そして、そこからの知見をマニュアル化していこうという取り組みを今しているということになります。

これは、一つの部だけが見ていけば、自分たちの仕事のロジックの中でしか考えられないものを、さまざまな部署が入ることによって複合的な視点が入り入れられたということです。通常の建物であれば、どんな建物にどう住むかということだけを考えればいい。ところが、災害公営住宅、復興公営住宅という特質から考えれば、ハードとソフトの間にハート、そこにどんな人が住むのかという視点をしっかりと持っていなければいけないというふうに私たちは考えています。

この複合的な課題に取り組む視座というのは、やはりコミュニティ形成支援の本質だと私たちは考えておりますが、先ほどもお話ししたように、単一部署だけではなかなかとることが難しい、それを示した例がこちらです。

従来であれば、ハードとソフトのことだけを考えればいいわけです。どんな建物に住みますか、入居上のルールはどういうことですか。そこにどう住むかということになれば、ごみ当番どうしましょう、掃除当番どうしましょう、災害があつたらどうしましょう、そういうことをコントロールするために自治組織必要ですよということになります。そういうことであれば、赤字で示したようにハードの担当部署と市民生活を支える部署だけでいいわけですが、実はここにどんな人がということになったときに、被災感情をどうケアしていくのか、健康問題をどうケアしていくのかといったことはどういうことかということ、あらゆる課題の中心に単独の担当部署では取り組みが困難な、私たちこれからどうなるのだろう、どうしていけばいいのだろうという漠然とした不安があるということです。

ハード担当の部署では、どうしてもこの部分にさわれないので、ハード担当の部署がやることは間違いではないのです。要するに、建物をやっていますから、その方たちが専門だというのはそのとおりのことですけれども、若干帯に短したすきに長しということなのです。なぜかということ、そこに視点が至らない。これは、その人たちの能力の問題ではなくて、役割としてどうにもならないところなのです。ここを解決するために、釜石市は先ほどのようなプロジェクトチームをつくったということです。

そして、その協働ならでの事例というのを1個ちょっと御紹介したいと思います。そ

ろそろお盆を迎えて、地域の大切な盆行事「松あかし」、松の葉っぱを豪勢にばっと燃やすのだそうですね。神奈川では松燃やしたりしない、わらか何かでやるものですから、お互い「えっ、わらなの」、「えっ、松なの」と、きのうも話しをしたところだったのですけれども、建物の管理者に聞いたのですね、住民の方が。「松あかしやってもいいですか」と。「いや、いや。団地の中で、そんな火なんてくべたらとんでもないですよ」ということになるわけです。こう言われてしまったのですけれども、どうしましょうかというのをプロジェクトチームに御相談が来ました。担当部署に確認しましたら、確かに消防法上問題はあるのでしょうか。煙やにおいで苦情来たらどうするのですかという声もあったのですが、ではここにお住まいの方たちはどんな方たちなのですか。安全に松あかし、皆さんの慰霊行事ができるように、きちんとチームで考えて対策をつけたらできるのではないですかということでやりとりをしまして、最後不承不承ですけれども、わかりましたということになりました。

このプロジェクトチームとすることによって、住民の皆さんのニーズの多様性に対応するためのいろいろな視点がとれるようになったということです。そして、何よりも大事なのは、住民にとって何が最良かを基準に判断する体制ができたということです。ただし、住民の皆さんがおっしゃることがオールオーケーというわけではありません。今回の松あかしのことについても、例えばベランダでやりたいとか、家の前でやりたいとか、盛大にやりたいとかというはあるのですけれども、ここでやる以上は一定のルールに従ってください、ここでやってください、こういうやり方をしてくださいというのをお願いせざるを得ない。そのほかの生活課題についても同じです。ただ、皆さんと同じ視点を持って私たちは考えていますとアピールすることが住民の方たちの安心につながっているということは、間違いないと私たちは思っています。

ここは、皆さんの資料には入っていません。そっとお話し、この資料だけで拝見いただくのですけれども、自治会が無事にできましたというお話をしたのですが、実はいろいろありました。先ほども申し上げたとおり、県営平田というのはちょっと離れたところに建物が建っているのですね、大きい建物ですからしょうがないのですけれども。御高齢の方も多くいらっしゃる。そこに、高齢のお父さん、お母さんが入居しているところに、お子さんたちは何で来るとお思いますか。車です。公共交通そんなにあるわけではありませんから。バスも1日に2回ぐらいしか来ませんので、それに合わせておやじ、おふくろの顔を見に行くというのは、なかなか当然できないわけです。ところが、お客様用の駐車場がなかったのです。これ設置させてください、設置してくださいと言っても、なかなか「うん」と言ってくれない。なぜかという、どこの県営住宅でもお客様駐車場は設置していません。これ正しい回答ですね、行政としては。公平公正ということでは正しい。でも、そこはどんな場所ですか。駅から何キロも離れていて、バスが1日しか来なくて、広域から入居している方たちがいたら、お子さんたち心配になったら来るではないですか。車どこにとめればいいのかということと、設置をしていただくために1年間いろんな形で交

渉させていただきました。それも、最終的には、余り大きい声で言うと怒られてしまうのかもしれませんが、無断駐車禁止区域ということなのですね。無断でとめてはいけません。だけれども、とめますと言ったらとめていいですという不思議な区域をつくってくれたのですね、グレーな区域を。あくまでもここはお客様駐車場と言わないでくださいという前提なのですね。でも、その工夫に最大限の敬意を表したいと思うのです。すごい勇気だったと思うのですね。ちょっと失礼な言い方をすれば、「やればできるじゃん」ということだと思ふのです。

先ほどもお話したように、管理人さんが共益費の集金をしています。ここについてもいろんなところで問題が起こっているのは、委員の皆さんも御存じだと思います。これさまざまな形で、釜石は実は共益費定額にして自動振替なのです。家賃と一緒に落ちているのです。だから、管理人さんの集金の手間もありませんし、落ちるか落ちないかという話なので、集金のトラブルもありません。

県営平田に関しては、入居以来1回も共益費を払っていない住民の方もいらっしゃいます。それ誰が立てかえているのだということなのです。真面目な管理人さんは、自分が集金できなかった責任だからといって、その人がやっている・・・自分が立てかえてしまったのです。今は、そんなこと絶対だめだということになって、自治会で立てかえています。1カ月大体5,000円ぐらい、年間6万円。1軒1,000円しかもらっていない自治会費、年間で10万円ぐらいですよ。その人が1年間払わなかったら、ほとんど吹っ飛んでしまうのです。こういう状態どう思いますか、何とかしてください。例えば連帯保証人さんがかわられるような仕組みつくってください。自動振替は、いきなりはいかれないと思いますけれども、そういうような段階を経た交渉を今指定管理者の方とさせていただいていると。

三つ目、男性が参加するイベントやりたくて、男性はなかなかこういうイベントに出てきてくださらないので、花壇やりましょうと。花壇つくっていいよというお許しをいただくのも半年ぐらいかかった。最終的にはオーケーいただいたのですけれども。最初手でやろうと思ったのですけれども、かちかちでかたくてどうにもならないので、地域の建設業者の方に相談して、「うちでやってあげるよ」といってユンボが入って、10トントラックで泥3台ぐらい持ってきてくださったのですね。担当者は、恐らくこんな大がかりになっていたということは御存じないのだと思いますけれども、でも地域の男性の方がいっぱい出てきてくださって、本当にいいイベントになりました。

では、こういった地域課題を解決するための仕組みづくりということは、先ほど来お話ししているように、地域コミュニティ復興支援の究極の目標であるわけです。ここを目指して、私たちは地域コミュニティをつくっている。単に自治会をつくるか、自治組織をつくる、地縁組織とつなげるということではなくて、それをどう機能させるかということこそが地域コミュニティを再生させるための視座の中心であるべきだというふうに私たちは考えています。

自治組織をつくるだけだったら、結構簡単なのです。ありがたいことに、仮設住宅です

とか、津波以前に、俺自治会長やっていたよという方いらっしゃるのですね。ちょっとびっくりしたのですけれども、20年以上町内会長やっていますという方が何人もいらっしゃるのですね。地域の理解なのか、その方の物すごい実力なのかはわかりませんが、ちょっと私たちの地域では余り考えられないことなのですから、やりたいとおっしゃってくださる方はいっぱいいるのですね。だから、その方にお任せすればいいのですが、大事なのはどんな自治組織をつくるかということなのです。

これは、支援団体とか、市や県が手厚くケアをしていただける期間というのは当然限られているわけですから、その期間の間に自立、自走できる組織をつくらなければいけないということです。その目的は、自分たちで自分たちの課題を認識して、自分たちで解決策を考えて、自分たちで仕組みをつくり、実践する組織にしていくということです。もちろん 100%皆さんだけでやってくださいということではできませんから、専門部署がかかわっていきますが、そういった取り組みこれから御紹介していくのですけれども、ここを目指して地域の皆さんとお話をしていくということです。

この地域の住民の皆さんとの取り組みが一つ形になったものを御紹介します。平成 27 年度復興庁の「新しい東北」先導モデル事業に御採択いただきました「子どもから高齢者まで包摂する地域包括ケアの住民レベルでの実践」というタイトルで事業を展開しました。地域包括ケアの詳細については、またこれだけでも大分時間を要しますので、ちょっと資料のほうをごらんいただきたいと思います。一般的に医療、介護、予防、生活支援、住まい、こういったものが地域包括ケアを構成する要素とされておりますが、当然被災地においてはここに復興という視点を取り入れていく必要がある。なぜかという、先ほどお話ししたように、どのような方たちがそのケアを必要としているかということが課題だからであります。

そして、その取り組みについての四つの視点、よく言われるように自助、互助、共助、公助とありますが、公助だけでこういった仕組みをケアできる時代は、当然に終わったわけですね。介護保険のような社会保険という共助、あとは住民の皆さんがみずから行って互助、こういった仕組みをつくっていくことが当然に必要になっていくというわけですね。

この事業の視点と具体的な取り組み内容ということですが、地域の置かれている状況としては、人口減少・高齢化、これは東日本大震災が招いたことではなく、地域、地方であれば当然にどこでも同じような状況にあるわけですね。それに、災害公営住宅にお住まいになった、要するに成れない地域にお住まいになった、不安を持ってお住まいになっているという状況が加わって、御自分たちの力だけでは地域で暮らし続けることが困難な状況というのができてきます。

山の上にある大きな災害公営住宅、御高齢の方、車も運転できません。バスも来ません。買い物ができるスーパーまでは、延々と坂を下って 500 メートルぐらい。この暑い時期、御高齢の方が坂を上って、また重たいものを持ってその坂を上っていくのがいかに大

変か。こういったことをどうケアしていくのだろう。

なれないところに来てしまって知り合いがない、不安だ。もしかしたらこのまま。出るのもおっくう。実際にあるのですね、災害公営住宅で、この平田だと平田の方だけがお住まいではないのですが、お茶っこやると平田の方たちが平田トークを繰り広げるわけですね。昔はああだった、こうだった、お祭りはこうだった。そこに大槌町の方、加われないのですよ。10人ぐらいいて、7人ぐらいが平田トークしていると、ほかの方はぼつんとしていて、何かお茶っこしてもうおもしろくないと、そういうことになってしまう。それをどういうふうにしていくかということも考えていかなければいけないわけですね。だけれども、平田の話ししないでくださいとも言えないので、何となくみんなで歌を歌いましょうとか、健康体操しましょうとか、いろんなことを考えるのですけれども。

そういった中で、支え合いや助け合いをしていかないと、地域で生活することできませんよね。それ誰がやってくれるのですか。皆さんですというお話を私はしていくわけです。その中で、三つの取り組み。災害公営住宅の再建や移り住んだ住民の皆さんが町内会とどういうふうにかかわっていくかというようなことによって、新しいコミュニティをつくりましょうということと、住民主体となって運営する地域の支え合いの仕組み、コミュニティビジネスを立ち上げていきましょうということと、地域福祉を地域の課題解決を担っていく、私たちは地域世話やき人と呼んでいますけれども、地域の支援コーディネーター、これも普通のおじちゃんとかおばちゃんなのですけれども、これになっていただく、そういったことを頑張って事業として取り組みました。これを社協さんと釜石市と私たち釜援隊で取り組んだというわけでありませう。

その地域課題を発見して、解決へどうやって形をつくっていくかというのは、この図で示しているわけです。まず、地域課題を発見、ああ、そういったことがこの地域の課題だったのだと気づいて共有するということが見つける、分かち合う。そして、その困り事をどう解決していこうか。それは公助なのか、共助なのか、互助なのか。誰に頼めばいいのか、誰が動けばいいのかということをもみんなで相談します。そして、それを仕組み化するために話し合っ、計画を立ててやってみる。この一連のプロセスを地域の方たちとやりました。

そして、大事なことが一つ。この地域では、こういうことが課題ですよね。だから、こういうことをやってくださいと私たち一言も言いませんでした。全てこれから御紹介する事例は、住民の皆さんが自分たちで考えて取り組んでくださったこと。

そして、もう一つ、お金ほとんど出していないのです。一番最初の事務的な経費、領収書を買いますとか、お金入れる箱買いますとか、復興庁の事業からそういうのを各地区7,000円ぐらいお出しただけです。あとはどうしたかということ、有償サービスなので、皆さんサービスを使っていた方たちからいただいた利用料で全て運営を賄っているということです。ここがすごくパラダイムの変換だったので、地域の方に御理解いただくのは大変だったのですけれども。

まず、地域づくりワークショップやりました。豊中の社協の勝部麗子さんに来ていただいて、助け合いの地域づくりということをみんなで学んで、どんなことが地域課題なのかというのを探すやり方から教えていただきました。それを地域に持ち帰って、地域の皆さんとその課題を分かち合うというプロセスを組んでいます。普通の地域の方たちです。この中にほとんど民生委員の方もいません。町内会長さんもいません。町内会の役員さんもほとんどいません。たまたま興味があるからと行って来てくださった方はいらっしゃいますが、町内会の活動としてやっているものは一つもありません。

そして、どういうふうにやっていけばいいのかということを計画を考えて、事業化したのがこの四つです。まさに住民による支え合いが進行中ということになります。ある地区では、御高齢の方はごみを出すのが大変だよ、お部屋を片づけるのが大変だよといったら、お片付けのサービスをしていただきました。あとは、便利屋事業ですね。お困りのことをかわりにやってさしあげますとか、サロンをつくってみんなで困り事をお話ししたり、解決策を考える場所をつくりましょうということと、あとは機能性サロンですね。運動をしたり、いろんなお話をすることによって、つながりをつくっていこうというサロンをつくっていただきました。どれも有料です。毎回大体 300 円から 500 円ぐらいのお金起きていて、何より担い手さんたちもお給料をもらっています。1 回 100 円とか 200 円ですけども、月に 1 回、2 回やって、年間になるとお子さんにクリスマスプレゼントを買うぐらいのお金にはなるわけです、今の事業の規模だったらですね。大事なものは、必要とされるものを、お金を払って担ったり担われたりすることによって、その活動を地域にきちんと根づくものにするということです。補助金がなくなったら終わりではなくて、必要なものは地域でしっかりと持っていていただくための仕組みをつくったということです。

ちょっと映像をごらんいただきたいと思います。

〔映像上映〕

〇二宮雄岳参考人 実は、三つの事業の中で一番ここを心配しました。本当に地域の方たち、コミュニティビジネスなんてできるのか。そもそもコミュニティビジネスとは何だかわかってもらえるのかしら。お金出さないよと言ったら、怒ってしまうのではないかしら。何の心配も要りませんでした。

豊中ですとか神戸に行ってきて、地域の方たちが活動しているさまを見てきました。給食の責任者の方は、84 歳のおばあちゃまでした。そういった方たちが、「これが私の生きがいなの」と言っているのを見て、はっと目覚めてしまったのです。逆に、私たちがそこまではいきなりはできませんとなだめるのが大変だったぐらい勢いを持ってやっていたいています。

そして、その 3 地区での事業が今年度市の直轄事業として採用されました。平成 28 年度以降は「ご近所支え合い復興事業」ということで、この事業をベースにして地域支援事業にどうつなげていくかというようなところを意識した事業の展開が行われています。3 地区ではもうやりましたから、今年度 2 地区、来年度 3 地区で全 8 地区、先ほど御紹介した

生活応援センター圏内でコミュニティビジネスですね、要するに地域支援を行っていく協議体の設立までをこの事業の中で一気にやっ飛ばさうというふうに思っています。

大事なことは、先ほども申し上げたとおりお金を出していません。ことしも出すつもりありません。地域の皆さんの発意だけでやっています。今私たちがやっているのは、事務的なこと、多少細々としたことですが、基本的にはやっているとその地域の方疲れてしまうので、いろんな人間間の調整ですとか、大変なことあるよねとお聞きするぐらいです。最初のときは、事業計画というのはねとかというのを結構やりました。私たちがずっと言っていたのは、ビジネスですということだけです。お金をもらうということだけは揺るがせないでくださいと。必要なお金はちゃんともらってください。500円が必要になったら、500円ちゃんともらってください。それがこの事業を地域にとって必要だという認識を皆さんに理解していただいて残すために大事なことなのですということだけを言い続けました。中身については、一切言っていない。今見ていただいたサロンなど全部自分たちで組み上げて、お話を進めていっていただいています。

「ご近所支え合い研修会」というのをやりました。日中の昼間です。こういう事業大切ですよねということ、先生に来ていただいてお話しをしまして、目標は100人ぐらいかと言っていたのです。日中の昼間だし、難しいよねと言っていたのですが、何と221の方が参加してくださいました。たまたま復興庁の御担当の方に来ていただいて、平日の昼間、このようなテーマでこんなに人が集まっているのを見たことはありません。いかにこういう事業が地域にとって必要だと理解されていて、取り組みたいと思っている方たちがたくさんいらっしゃるかということの左証だと思っています。

まとめに入ります。コミュニティ形成の目的は何かということが皆さんと共有できていますか。どんな人のためのコミュニティなのかという視点を常に中心に置いて、皆さんはどんな地域にしたいのですか、ということ住民の方たちと話し合う。支援団体がどう思っているかとか、市がどう思っているかではなくて、あなたたちはどういう地域にしたいのですかということ話し合う。結果として、それを自分事にして取り組んでいただく。だって、もうみんないなくなってしまうのだから、自分たちでやらなければいけないのですよ。

お話を聞いていて、ああ、それうまくいかないなと思ったこともそのままにします。実際失敗から学んでいただくというのは、掃除当番のことで失敗したのです。でも、団地の掃除当番失敗したって、けが人や死人が出ることはありませんから、半年間放っておいたら、やっぱり失敗したのです。役員さんが文句言い始めたのです。「いや、いや。最初に決めたときにね、あなたたちうまくいかなかったら自分たちでやるって言ったじゃないですか」、「そういえばそうだった」と。「じゃ、何でうまくいかなかったのか考えてみましょう」。1階から7階までうまくいっている階が二つあったのです。その役員さんにどうやったらそれがうまくいくかというのを話していただいて、うまくいかなかった階の人が、なるほど、そうだな、ではそれでやってみようということになった。

もう一つ、そもそも何で掃除当番にみんな出てこないのでしょうかね。それは、不義理ができる関係だからではないか。みんながもっと知り合いになったら、いや、いや、出ないわけにいかないよねと思ってくれるのではないか。では、そのために何するか考えましょうと言って、住民の皆さんだけで忘年会やってくれました。そうやって知り合って、1人で年末、お正月過ごしている人いるよね。そういう人たちと楽しく過ごそうよ、集会所でと思って、そういうイベントをやってくださるようになりました。何でもやってあげるのではなくて、失敗からどうやったらもっとうまくいくのかというのを考える仕組みを皆さんに学んでいただくということも学んでいただくということも大事なかなと思います。

そして、自治会なんか特にそうなのですけれども、役所にやらされたと思うと、いつまでもお前たちがやれと言ったのだから、お前たちも手伝えという話になるので、役所の間に私たちが入って、自分たちでやらなければいけないことはちゃんとやってくださいと、役所がなかなか言えないことを言い続けるということも私たちの役割ではないかと思っています。ですから、落下傘的に、ぼんと遠くから来てコミュニティやりますと言っても、なかなかこういう取り組みにはならないということだと思っています。

そして、最初のほうにお示した共同体意識というのを、このコミュニティ形成の中でどういうゴールのイメージとして置いておくかということは、われわれ意識の中では課題解決のためのプラットフォームとしての自治組織をつくるみんなのための組織です。みんなの困り事を解決するための組織ですということを1個きちんと入れる。そして、その中で皆さんに役割を持っていただく。そこに参加する役員さんということもあるかもしれませんが、そういった団体がやるイベントかもしれません。そういったところで居場所づくりをする。地域に貢献することによって、生きがいをつくっていく。私は、この地域と一緒にみんなと住んでいるのだという意識を持っていただく。そして、役割が決まるということは、これはあの人に、誰かだけがやるのではなくてみんなで少しずついろんなことをやると、ここの地域はよくなるよねという支え合いの地域づくりということを目指していく。個と全体がともに充足する関係性をつくる。誰かだけが苦勞するのではない仕組みをつくっていきますということに取り組んでいて、おおむねうまくいっているのではないかと思います。

コミュニティ復興支援の目的というのは、先ほど申し上げましたが、単に自治組織を立ち上げるだけではなく、もう一度申し上げると、住民の皆さんが住みなれた地域で、可能な限り、それはいつか施設のお世話になることもあるかもしれませんが、それまでの間は可能な限り自分らしく暮らし続けるためには、どんな地域であるべきなのかというのを皆さんが共有できている、どんな地域に住みたいのかというイメージを皆さんが共有できているということが大事ではないかと思っています。

被災地にとって、コミュニティというのは本当に現実的に、もうこれがないと私たちどうすればいいのだろうと思うような方もいるぐらい必死の現実であります。多くの犠牲を払いながら、今地域の課題というのは何なのかということのを再認識して、みんなで取り組

もうという地域の再生への取り組み、課題をきょう幾つかお話をしてまいりました。今年度も、まさに今この研修会、事業の研修会というのも地域の研修会というのも続いています。

大変駆け足ではございましたが、釜石におけるコミュニティの再生というのを災害公営住宅の自治会づくりから、それを見守りの体制にどうつなげていくかといったところの流れで御報告を申し上げました。この形が常に正しいわけではありません。釜石のやり方というのが、例えば大船渡や宮古に行ったら正しいというわけでもありませんが、私たちは今沿岸の自治体とか支援団体の皆さんと、こういった事例の共有をするための仕組みをつくりました。そして、釜石ではこういうことをやりましたと。例えば今度は災害公営住宅でやるのだけれども、規約とかどういふふうに相談したのみたいな問い合わせをいただいて、それをやりとりするという仕組みをつくっています。

ぜひ委員の皆様におかれましても、地域のコミュニティの活動に今以上に御支援、御声援をいただけたらと思っています。地域の団体個々で活動しているところが多くて、やっぱり課題というのはどう事例を共有していくかとか、協力していくかということだと思っています。なかなかそこが、地域の中でやっていると、人間関係とかしがらみでボトルネックになります。これは、やはり大所高所からそういった活動を御支援いただけるのは議員の皆様ですとか、県の皆様だと思っています。基礎自治体はどうしても住民と近過ぎるので、なかなか大なたが振るえないというところもあります。そういったところを委員の皆様にもぜひお力添えをいただければ、私たちの活動もより実りの多いものになっていくのではないかとと思っています。

以上で私の御報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○佐々木順一委員長 二宮様、貴重な御講演ありがとうございました。

これより質疑、意見交換を行います。ただいまの御説明に関しまして質疑、御意見等がありましたら御発言を願います。

○郷右近浩委員 本日は、貴重な御講演、本当にどうもありがとうございました。また、ずっと立ったままで、座られたほうがいいかななんてちょっと思いながら拝聴させていただいておりました。

今の御講演を聞いていて、もちろん被災地であったり、復興という中での活動ということでありましたけれども、しかしながら今現在のそれぞれの地域の実情等を考えると、そうすると高齢化であったり、過疎化であったりとか、さまざまな要因で地域のコミュニティの希薄化というか、そうしたものがあの中で、行政と住民をつなぐといったことについては、本当にはざまを埋める黒子役といったものが必要なということ、被災地のみならずということ、拝聴させていただいておりました。

その中でなのですけれども、この釜援隊の活動の中で、当初24名の採用で隊員がいたという中で、今現在15名ということになります。これは、事業内容がある程度落ちついてきたから15名になったのか、15名で間に合うようになったという考え方なのか、それとも

予算的なものというか、さまざまな形の中で15名になったのかということが1点と、それからその15名の方々が、やはりそれぞれの地域に入り込んでということでもありますけれども、その隊員同士のコミュニケーションというか、どういうことがあるといったような部分を含めてのそうした部分を日ごろのような形で行っているのかということについて伺いたしたいと思います。

○二宮雄岳参考人 ありがとうございます。私の説明が至らなかった点でおわびしなければいけないのは、24名というのは今までの通算の採用数でございます。第1期は、たしか5名ぐらいから始まって、今までに24名です。復興支援員の任期は、そもそも任用から5年ということになっておりまして、先日またちょっと制度が変わりまして、平成32年3月、いわゆる復興特別会計の終了までそのままやってもいいよということになったので、5年という任期は外れましたけれども、さまざまな事情で途中で退任される方もいらっしゃいます。なので、入ってもおやめになっているということもあります。その欠員の補充という面もございますし、例えば新たな課題が起こってきた場合は、それに対応した隊員をまた募集するというような形をとっております。

例を挙げますと、例えば今回5期は、県、釜石市、あと岩手大学さんと協働して、漁業の担い手育成の協議会というのを立ち上げるという今年度の事業でございます。その情報収集、事務局機能を担うために、新たに人員を採用したりというようなこと。新しい課題が生まれれば、それに今度は市と相談して、増員可ということになれば、新しいタスクのために隊員を募集するというのもやっております。

あとは、コミュニティ系であれば、やはり継続した支援というのが大事ですので、何か家庭の御都合でおかわりになるような方がいらっしゃる場合は、補充を募集しており、合わせて現在は15名、8名の方が御卒業されたということですね。

卒業された方の中には、やはり今度はしっかりとその施策を立ち上げていく側に回りたいということで、市議会議員になられた方もいらっしゃいますし、あとは釜石で起業された方も、釜援隊の事業の中で、これぜひ集中的にやってみたいと思って、卒業されて事業を、馬を使ったホースセラピーの事業を設立された方もいらっしゃいます。あとは、それぞれまた地元に戻って、釜石での学びを生かしてお仕事をされているという方もいらっしゃいます。

2点目の隊員同士のということではありますが、ここ釜援隊がその他の地域の復興支援と大きい違いというところでもあるのですが、例えば県で入っていらっしゃる方、沿岸3県では、直接その部署に入って、ちょっと残念ながらマンパワーのようになってしまって活動されているようなケースも伺っております。釜援隊の場合は、釜援隊の釜石リージョナルコーディネーターというのは、それぞれ独立した存在です。要するに、個人事業主として、協議会と委託契約を結んでいます。ただ、それだと一匹オオカミになってしまうし、視野が狭くなりますので、基本的には定期的に全員が集まって、先ほどお示しましたミッション、ビジョンといったところに活動がひもづいているかというのを確認する

というようなこともありますし、我々のようなマネジメントが協働先に伺って、当初協働先とお話したような事業がきちんとできているかというようなところも評価をさせていただいたり、こちらも評価したりというようなことをさせていただく中で、活動の一貫性、ぶれない活動をするための仕組みと、あとは隊員それぞれをフォローする仕組みというのを持っております。要するに、マネジメント機能を内包している復興支援制度というのは、恐らく釜石ぐらいではないかと思っております。

バランス的には、どうしても復興なのか、それは地方創生なのかというところは、総務省の制度の中では復興支援なのか、地域おこし協力隊なのかということなのですが、今はなりわいを強くしていくということも、当然創生的な取り組みも復興の一助であるという考え方で、復興支援が全て担っているということです。その施策についても、市の担当部署、もしくは復興推進本部と綿密な会議を週1回行いながら、先ほど申し上げたような隊員のケアもしつつ、ぶれない活動を担保するような仕組みにしております。

実際、余り言うとう怒られてしまうのですが、協働を申し込まれてお断りしたケースもあります。要するに、そこは私たちのミッション、ビジョンではない。要するに、釜石市がどうこうではなくて、釜援隊が掲げるミッション、ビジョンに、ちょっと不遜な言い方かもしれませんが、そぐわないと判断したケースというのは、市とももちろん相談した上ですけれども、お断りをしているというようなこともあります。

○郷右近浩委員 どうもありがとうございます。確かに復興支援員は、正直なところどうしてもマンパワーとして吸収されてしまうというのが大方ではないかと思っていた部分もあります。その中で、マネジメントの部分まで踏み込んでやられているものですから、当初釜石市で支援員として設置される際、どのような形で市との役割分担をやっていったかお伺いしたいと思います。

○二宮雄岳参考人 ありがとうございます。当然に我々は採用された側ですので、仕組みの1から我々が関与したわけではないのですが、スタートは例えば県であれば復興のかけ橋事業とかで、県とも共同されている一般社団法人RCFという団体があります。こちらがその復興支援員をこういう形で運用しませんかということを幾つかの自治体に投げかけたのだそうです。それで、ではやりますと手を挙げたのが釜石だったということです。もしかしたら、大船渡で船援隊だったのかもしれませんが、宮古で宮援隊だったのかもしれませんが、そこがお断りしたということではなくて、釜石がぜひそれでやりたいと思いますということで手を挙げていただいたところから始まっています。

マンパワーを全て否定はいたしません、機能的にどういうふうに運用していくかということについて、RCFと市の復興推進本部の中で綿密な打ち合わせがあって、そして釜石リージョナルコーディネーター協議会という運営母体をつくっております。ここが契約の母体であったり、さまざまな隊員の活動をコントロールする総司令部というのですか、そういう役割として市からも独立している、釜援隊からもある意味独立しているという組織をつくって、ニュートラルな運用ができるようにしているというのはそこです。そのR

CFさんと釜石市のそういう仕組みづくりが綿密にできたということが今のこの展開につながったのではないかと考えております。

○齊藤信委員 どうもありがとうございました。私もコミュニティの確立というのが本当に切実で重要な課題だと受けとめておりましたが、釜石の平田の災害公営住宅というのは比較的早くできて、県営で、場所が悪くて、接続の道路も悪くて、最近空きも減ってはきたようですけれども、あそこで自治会が設立をされたというので、大変苦労されたと思うし、成果も上がったと思います。しかし同時に釜石はことし中心部に災害公営住宅がかなり集中的に大規模につくられるということで、ある意味でこれまでの経験をことし生かすという、その点でどういうことを考えられているか、これが1点です。

あと、ペットのお話がありました。県にしろ、市にしろ、ペット入居可という住宅を設定して解決しようとしているのだけれども、恐らくその枠では解決しない課題になっているのではないかという感じがするのです。ですから、平田の場合、このペットの問題はどんな議論されているのか、どういう解決方向を目指されているのか、これを2点目にお聞きをしたい。今ペットというのは、ペットと一緒に暮らしている人たちは家族なのですよ。私はペット飼わないのだけれども、そういう価値観というか、変わってきているので、そこらの問題をどういうふうに解決すべきなのか、これ2点目です。

第3点目は、釜援隊の今後の見通しなのですけれども、さっきのお話だと平成32年まで延長が可能だと、5年以降も可能だということになったのです。大変優秀な方々が、応募も多いし、私は復興支援員として、釜石に限らず活動されていると思うのですが、これは平成32年で終わっていいものかどうか。どういう形でこの問題は継承、発展される必要があるのか。

もう一つ、皆さんの活動の割には待遇が追いついていないのではないかと私は思うのですけれども、例えば県や市町村の任期付職員は、公務員と賃金は基本的に同じなのです。私はその程度の待遇がなければ、せつかく今までのキャリアを生かしてやっている割には、復興支援員の待遇というのは、本当の意味で長続きしない、3年、5年頑張っても、またもとに戻ろうかということにしかならないのではないかと私は思うのですけれども、実際にキャリアを持って釜石に来られて頑張っていますので、そこらのことも含めて御意見いただければ。

○二宮雄岳参考人 ありがとうございます。1番目の東部地区のことに関しては、今スケジュール、「ご近所支え合い復興事業」の中でコミュニティもやっているのですけれども、一番ピークが11月、12月ぐらいになると、交流会が17回予定されています。ほぼ毎日だということなのですね。そうすると、限られた人数だけでは当然できませんので、先ほど御説明を申し上げたようなプロジェクトチームでやっているということです。

これも非常に綿密に、今までですと例えば住宅関係の抽せん会やりますといたら、その担当部署だけが勝手にやっていたということになるのですが、そこはみんな絶対来るからチャンスだよということ、今そこに交流会を一緒にやると。要するに、部屋決め

抽せん会のときに1回目の交流会をやって、まず階が、部屋が決まった途端に、お隣の人の顔がわかる関係つくりましょうという仕組みをこしやってみました。これが案外好評です。入居されてから何カ月かたったときに、お住まいになってみてどうですかという課題を吸い上げて、先ほどお話ししている課題解決への仕組みづくりにつなげていこうというようにやっています。先ほど御説明したのは、そのマニュアル化の効果の一つだと思っています。

ですから、マニュアルで取りこぼしがないようにしながら綿密な計画を立てるということでは、担当部署間の幹部職員との打ち合わせもやりますし、現場の職員との打ち合わせもやって、全体の進行と個々のスケジュールにそごがないような仕組みをとっております。そういった意味では、平田ですとか、きょう御紹介しませんでした、上中島2期という新日鐵の住宅の跡につくった住宅、これ156戸、釜石では一番大きい住宅ですけれども、そこでの経験というのを生かして、東部への対応というのをやっております。それでも結構きちきちですね。公営住宅ですから、御案内のようにちょっと工期ずれてしまったりすると、抽せんがずれてしまったりとかというのがあるので、スケジュール調整、本当に日常茶飯事なのですけれども、そういうところに生かしています。

2番目のペットの問題ですが、実はこの間、平田の災害公営住宅は、最初の役員改選をしました。その中で、実は副会長3人いるのですけれども、そのうち2人がペット飼育者です。一番最初あれだけでもめたにもかかわらず、住む以上はルールはちゃんと守る、お世話をかけている以上はやることはやると言って、会長、副会長さんにお二人入ってくださいました。当然お住まいになるに当たっては、ルールをしっかりと打ち出してくださいということを振興局をお願いして、ペットを御案内のように新しいところが決まるまで飼っていていいですよということにしたのですけれども、そのかわりにこういうルールを守ってくださいねというのをきちんと示していただいて、住民の方にそれは守ろうねと言っています。ペット系副会長さんにも、「あんたたちが守ないと、ペット飼っている人たちみんなが肩身狭い思いするんだからね、責任重大だよ」と言って、ルールを守るように進めていっていただいています。

ただ、なかなかやっぱり全部がペット可の部屋ではないのですね、新しいところも。だから、抽せん漏れてしまいましたという方がいらっしやって、ちょっと長期化するのかなと思っています。

あとは、ペットも高齢化が進んでいるので、たまたまペットが亡くなってしまったので、普通の住民になったなんていう方もいらっしやったりしますが、やっぱりそれはちょっと内包しながらいかざるを得ない。当初ペットを飼った人が黙って入ってきてしまうというのは、性善説で考えればないのだろうなということですので、それはもう防ぎようがなかったのだと思います。現実的に対応していかざるを得ないのだろうなと思っています。あとは、ないしょでまだ飼っている方がいらっしやるので、ここどうするのだろうなという問題。

むしろペットというのは、だんだん今平田の中では落ちついていて、実は今大問題というものは、さっきちょっと御紹介した共益費の問題であったりします。

3点目、キャリアと待遇の話については、ありがとうございます。私たち自身がなかなかそれは言いにくいことなのですけれども、来たことに関しては、最初こういうことだというふうに来ていますから、来てから文句を言う者がいないというのはありがたいことだと思っていますし、仕事に対して報酬ですとか待遇が低いから、より崇高なのだから、そんなことを言うつもりも全くありません。ただ、制度として考え方だと思うのですけれども、こんなに難しいことまでやるという想定は、もしかしたらなかったのかなと思うのですよね。コミュニティ支援ということは、例えばお茶っこをやったりですとか、そういうことであって、例えばこういう事業をやろうとなると、ディスカッションする方は市の部長さんとか副市長さんとかとお話を我々していくのですね。どっちがいい仕事でとか、程度が何とかということはありませんけれども、仕事の任される幅とか深さというのは、もしかしたら当初の復興支援員の想定を超えたものを釜援隊が今お預かりさせていただいているのかもしれない。

あとは、その期間後というお話ですけれども、先ほども申し上げたとおり地域に残るという選択をしている者もいますし、たとえ戻ったとしても、この知見を生かして必ずや地元でよりよい地域をつくるための活動に取り組んでいただけるものだというふうに我々も期待をしております。

あとは、その制度が終わった後に、その地域にこういった人たちをどう残していくかというのは、復興支援もそうですけれども、地域の必要性和、あとはどれだけの成果を上げられたかということだと思のです。その成果の測定という意味で、釜援隊は事業評価ということに取り組んでおります。要するに、自治会を幾つつくったとか、そういう数ではなくて、どういう変化を起こせたのか、それがどういう価値であったのかということをお示しできるような成果を上げるためのマネジメント体制をとるとということと、それを地域にお示しするという二つの軸で、今その事業の評価という仕組みづくりに取り組みをさせていただいています。

それを踏まえて、復興支援制度は終わってしまったけれども、例えば釜石市がとか、岩手県さんが単費で、そういう人たち、ぜひいていただきたいのだというようなお声を起こしていただけるような活動ができれば、これにまさるものはないのではないかと私たちは考えております。

○佐々木順一委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木順一委員長 ほかにないようですので、被災地におけるコミュニティの再生についてはこれをもって終了いたします。

二宮様におかれましては、被災地におけるコミュニティの復興のための取り組みについて、貴重なお話をいただきありがとうございます。今後も地域住民によるコミュニティ

の確立支援を通じまして、被災地の復興のため御尽力賜りますように心からお願いを申し上げます。

本日は、お忙しい中、まことにありがとうございました。

○二宮雄岳参考人 どうもありがとうございました。

○佐々木順一委員長 次に、日程2、岩手県東日本大震災津波復興計画復興実施計画（第3期）の方向性について執行部から説明願います。

○木村復興局長 それでは、岩手県東日本大震災津波復興計画復興実施計画（第3期）の方向性（素案）について御説明をいたします。

資料2、A3横のカラー刷りの資料となりますが、資料2をごらんください。県では、平成23年8月に岩手県東日本大震災津波復興計画の基本計画を策定し、復興の目指す姿、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」の実現に向けて、平成23年度から平成30年度までの8年間を全体計画期間として取り組みを進めているところであります。

平成23年度から平成25年度までの第1期を基盤復興期間と位置づけ、延べ491事業に集中的に取り組んだところであります。

また、平成26年度から平成28年度までの第2期本格復興期間では、第1期基盤復興期間における復興まちづくりや災害公営住宅の整備、漁港や漁船、養殖施設の復旧整備などの基盤復興の取り組みの成果を土台とし、被災者一人一人が安心して生活を営むことができ、将来にわたって持続可能な地域社会の構築を目指す本格復興の取り組みを強力に推進することとし、これまで延べ355事業に取り組んでいるところであります。

平成28年度は、現在推進している第2期復興実施計画の最終年度に当たることから、本格復興の完遂に向けて取り組みを推進するとともに、第2期復興実施計画の取り組みの総括を行い、復興計画最後の期間となる平成29年度から平成30年度までの2年間の第3期復興実施計画を策定することとしております。

まず、左上の第2期計画の進捗状況をごらんください。第3期計画の方向性を考えるに当たり、これまでの取り組みの結果として、第2期計画の進捗状況を三つの原則ごとに代表的な事項を記載しております。全体的な進捗状況は、本格化している復興事業はおおむね計画どおり進んでいるが、被害状況によって復興の進捗に差が生じているとしております。

この進捗状況を踏まえまして、その右側になりますが、第3期復興実施計画において取り組むべき主な課題を第3期計画に向けての課題として挙げております。まず、共通的な課題として、一つ目は平成27年度に国において平成28年度以降5年間の財源フレームが決定されたことを踏まえ、予算の確実な措置による事業の着実な推進、二つ目は復興事業はまだまだ続いていくことから、復興事業の進捗に合わせた人材確保としてしているところであります。

次に、三つの原則ごとの主な課題として、まず安全の確保では、海岸保全施設の早期完

成に向けた対応のほか、防集事業の進展により市町村が買い取った移転元地の利活用の促進を支援することなどを、暮らしの再建では、応急仮設住宅から恒久的な住宅への速やかな移行、被災者の心と体の健康問題への対応のほか、転居先の災害公営住宅や高台団地等における新しいコミュニティ形成への支援などを、またなりわいの再生では、漁業就業者などの担い手の確保・育成、復興まちづくりの進捗に合わせた商店街の再建などを挙げております。

次に、左下になりますが、企業による地域と連携した復興支援など、震災を契機に生まれた今後につながる新しい動きを3点ほど挙げております。

次に、この今後につながる動きも踏まえ、第3期計画を進めるに当たって重視する視点として、三つ設定したいと考えております。一つ目は、参画であります。特に次世代を担う若者や女性の参画を重視したいと考えております。二つ目は、交流であります。整備が進む復興道路や宮古室蘭間のフェリー航路開設など、新たな交通ネットワークなどを活用し、地域内外、国内外と人や物が行き交う多様な交流の活発化ということを重視したいと考えております。三つ目は、連携であります。復興の取り組みを通して培ったあらゆる主体や地域、世界とのつながり、連携ということを重視したいと考えております。

そして、これまで御説明した課題や視点などを踏まえ、第3期計画推進上の基本的な考え方を右側のほうに整理しております。

復興基本計画において、第3期はさらなる展開への連結期間としており、平成31年度からのスタートが予定されている県の次期総合計画に円滑につなげていく期間であり、平成28年度までの復興の取り組みを踏まえ、平成29年度、平成30年度の2年間において復興をさらなる展開に導いていきたいと考えております。

そして、復興の現状や震災を契機に生まれた今後につながる動きなども踏まえ、第3期の全体の取り組み方向を、仮案ではございますが、交流・連携を力に、県民が一丸となって取り組み、被災者一人ひとりの復興をなし遂げ、希望あるふるさとにつなげる「三陸復興」としております。

三つの原則ごとについては、先ほど御説明した原則ごとの課題を踏まえ、安全の確保では防災文化を継承しながら安全なまちづくりを実現すること、暮らしの再建では恒久的な住宅への移行とコミュニティを再構築し、一人一人が安心して心豊かに暮らせる生活環境を実現すること、またなりわいの再生では、地域資源を活用した産業振興や交流人口の拡大により地域のなりわいを再生し、地域経済を回復することなどに向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、右下の箇所になりますが、復興計画では中長期的に世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指す観点から三陸創造プロジェクトを掲げ、推進しております。この三陸創造プロジェクトについては、ふるさと振興の考え方も踏まえ、復興の進展に伴う地域の環境変化や新たなトピックス等を考慮し、また昨年度取りまとめた三陸復興振興方策調査なども参考に、さらにブラッシュアップしていきたいと考えております。

これらの取り組みを進めることで、復興計画に掲げる「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を実現し、さらに平成31年度以降の次期総合計画へ引き継いでいきたいと考えているものでございます。

今後さらに県議会を初め復興委員会や市町村等関係機関、県民の皆さんからも御意見をいただきながら、来年3月の計画策定を目指し作業を進めていきたいと考えているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木順一委員長 ただいま説明のありました岩手県東日本大震災津波復興計画復興実施計画（第3期）の方向性について質疑、意見等はございませんか。

○斉藤信委員 第3期という最後の実施計画ということになりますが、第2期計画の進捗状況をどういうふうにとり受け、評価するかというのは、私は大変大事な、まず第一の前提問題だというふうに思います。

安全の確保の問題でも、やっぱり防潮堤の整備などがおくれて、安心して住宅を再建できないという、そういう問題も今出ていますし、暮らしの問題で言えば応急仮設住宅は、これは4月末段階ですけれども、ピーク時の45%ですよ。今もう40%台ですよ、6月末でも。5年数カ月たって、4割を超える被災者の方々がまだ応急仮設から自立できないというのは、私は本当に深刻な問題だと思います。そのために、今後の再建計画を変えざるを得なかったと、こういう方々が少なくないのだと思うのです。そういう点をシビアに見なくてはならない。

あと、なりわいの再生の問題でも、確かに8割方の事業者は再建したのですが、震災前の売り上げまで戻しているというのは4割程度ですよ。水産加工に至ってはもっと低いですから、この人たちが成り立つというのは、まさにこれから2年、3年にかかっているのではないかと、そういう現状認識をやっぱりシビアにとり受け、第3期の計画を具体化することが必要だというのがまず第一の私の問題意識であり、皆さんの認識をお伺いしたい。

その上で、個別の問題ですけれども、暮らしの再建で、私は重視する視点の中にぜひ加えてほしいのは、被災者の命と暮らしを守るという視点がやっぱり最優先に位置づけられる必要があるのではないかと。わかりやすく言うと、孤独死出さないということです。そういう意味でいくと、被災者の命と暮らしを守るといって、こういう視点がすごく必要なのではないか。基本的な考え方には、被災者一人一人の復興をなし遂げると、私はこの基本はすごく大事だと思います。しかし、やっぱりこの視点の中にもそれを位置づける必要があるのではないかと。その点で、6月定例会で被災者の医療費、介護保険料等の来年1月以降の免除継続を求める請願も採択をされました。去年は、9月定例会の冒頭で知事が継続を表明しました。ぜひ6月定例会の請願採択を受けて、9月定例会までに市町村との協議や、さまざまな取り組みを行って、早く方向性を示すことが必要だと思いますけれども、この県議会の請願採択を受けて、復興局としてはどういう取り組みを行っているのか、今

後どう進めるのか、これを具体的な問題としてお聞きしたい。

もう一つは、内陸部への災害公営住宅の整備の問題です。県土整備部は、かなり慎重に被災者の意向調査やっているようでありますけれども、あと2年ちょっとしかないのですよね、復興期間というのは。そして、6月の復興特別委員会の調査でも、被災者から、早くどこにどういう形で災害復興住宅を整備するのか示してほしいとの意見がありました。そうしないと、被災者の生活再建の計画が立てられないわけです。内陸部の災害公営住宅の整備、私は希望する各市町村、地域にできるだけ木造戸建てなどを含めたそういう災害公営住宅を早期に整備をする方向性を示すことが必要だと思うけれども、これはどうなっているのでしょうか。

それと、コミュニティの確立というのが、これから災害公営住宅が整備される上で大変重要なのですけれども、先ほど釜援隊の話も聞きましたが、県としてこのコミュニティの確立の具体的な対策をどういうふうに考えているのか。

それで、私ちょっとお聞きしたいのだけれども、災害公営住宅は、例えば3月末で3,168戸整備をされて、もう4,000戸を超えていると思いますけれども、6月末で入居世帯は2,519戸なのです。だから、整備されてもすぐ入居されないという、この問題について県とすればどういうふうに受けとめているのか。私は、ここにも生活再建の課題が残されているのではないかと思いますけれども、そういう点についてお聞きしたい。

○木村復興局長 私の方から、一つ目の第2期計画の進捗状況を踏まえて、今後どういうふうに進めるのかという点についてお答えを申し上げます。

ここの第2期計画の進捗状況等にありまして、先日復興レポート2016をまとめさせていただきました。進捗状況については、おおむね計画どおり進んでいるというのが7割ということで、このとおりにおおむね計画どおり進んでいるということですが、復興委員会等でも、特に県北と県南ですね、具体的には宮古以南、それから岩泉以北ということで、復興の進捗に差が見られるというような状況もございます。そういうところにきっちり寄り添った対応をすべきだというようなお話もいただいております。

一方で、先ほどお話がありました災害公営住宅については、昨年度末では6割ぐらい、今年度末には8割ぐらいが完成するというので、そういうハード整備も進んでいるということですが、まだまだ仮設住宅には4割ぐらいお住まいになっていると。

それから、なりわいの再生についても、委員がおっしゃったとおりの状況ということでございますので、今年度まだ年度途中ということでもございますので、平成28年度の進捗状況等ということについてもしっかりと踏まえながら、それらを踏まえて課題認識としては十分に認識をさせていただきながら、3期計画、それを解決するためというような、基本的な流れとすればそういう考え方で整理をしているものでございますが、そういった方向で第3期実施計画はしっかりと策定をしていきたいと考えてございます。

○小笠原生活再建課総括課長 5点ほどありましたので、順にお答えさせていただきます。

まず、1点目の孤独死を出さないための取り組みでございますが、これにつきましては

被災者の命と暮らしを守るという観点から、現在生活支援相談員、その他市町村が雇用しております支援員等で見守り行っておりますが、コミュニティとも関係いたしますが、やはり御近所づき合いにまさるセーフティーネットはないというふうに考えておりますので、その辺のコミュニティ形成支援、その辺も第3期の中ではさらに強化して取り組んでいきたいと考えます。

それから、2点目の医療費の関係でございますが、現在のところ平成28年12月31日までという形になっております。これにつきましては、所管の保健福祉部とも協議いたしまして、対応を考えてまいりたいと考えております。

それから、3点目、内陸への災害公営住宅の関係でございますが、これは所管の県土整備部とも連絡をとっておりますが、現在さまざま市町村との協議を進めている段階でございます。これにつきましてはできるだけ早く方向性を示して、被災者の方の生活設計が成り立つようにやっていきたいということで、そこは情報共有しながら進めてまいりたいと思います。

それから、4点目、コミュニティの関係でございますが、県として具体的なということでございますが、やはり先ほどのお話にもありましたとおり、コミュニティは行政、そしてそこでお住まいになる方々、そしてそれに関係する団体、そういった方々が力を合わせて情報共有しながら取り組んでいく必要があると考えております。この点から、県でも振興局がございますので、振興局が例えば県営の災害公営住宅につきましては市町村との仲立ちをすとか、そういった取り組みもしておりますので、できるだけ長続きといたしましょうか、自主的に取り組んで長続きするような形になるように支援をまいりたいと考えます。

それから、五つ目、災害公営住宅の入居率のお話ございました。決まってもすぐ入居しないという方がいるがということですが、これも市町村を通じましてお話を伺いますと、さまざまやはり事情があるようでございます。例えば経済的な問題ですとか、そういったこともございますので、これにつきましては住宅管理する所管の部局とも連携しながら、早期の恒久住宅への移行に向けまして取り組んでまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** わかりました。内陸部の災害公営住宅のこの計画について、私は担当からは市町村との協議は大体やったと、今復興庁と協議をしているという話も聞いているので。あとは、連絡とれない被災者もかなり詰まってきたようですから、これできるだけ早く方向性を、微調整は最後あったとしても、恐らく今被災者の大体9割近くまでいっているのではないですか、意向調査は。そして、あと2年半でこれを整備するといったら、本当に私はぎりぎりのタイミングなのだと思うのです。これから用地確保したり、整備計画を立てたりというわけですから。そういう意味で、これは復興局長に聞きたいのだけれども、何かめどはないのですか。大体どのぐらい、8月中にはそういう方向性出せそうとか、そこまでもまだ煮詰まっていないのかどうか、そこらのめどは見えないのですか。

○**木村復興局長** 何分災害公営住宅については、先ほど小笠原総括課長からもお話を差し

上げましたが、県土整備部と連携しながら、あとはことし設置しました内陸避難者相談支援センター、ここでの活動等もリンクして、今調整を進めていると伺っております。あとは、具体的には全体の戸数の関係、財源の関係で復興庁とも協議を同時並行的に進めていると聞いておりますが、まだいつまでには所管の県土整備部から聞いておりませんので、委員のお話の趣旨も踏まえまして、なるべく早く、それこそ被災者の方の生活再建が成り立つようにということはもっともな話でございますので、なるべく早く方針を公表できるように、また県土整備部と協議を進めていきたいと考えてございます。

○岩崎友一委員 2点だけ。

これから3月に向けて作成ということで、一応作成の上で現状認識というか、今局長に被災地の現状認識についてお伺いしたいのですが、私が感じている部分では、やはり県のほうで社会資本ロードマップ、今どんどん作成して更新してという感じですが、やはりおくれてはいながらも、進んでいる部分もちろんあって、それはいい、悪いという話ではないのですが、私が気になっているのは、同じ市町村間でも、その地域というか集落によって復興の進捗に差が生じてきていることであると思います。その原因をいろいろ聞きますと、用地がまだネックになっている部分もありますし、また本来防集団地に移動する人たちが意向調査をするたびに減って行って、事業変更を余儀なくされたというような事例もあるわけでありまして。そういった中で、やはりどんどん応急仮設住宅からも人が集約化されたり、家を建てたりして減っていく中で、やはりどんどん、どんどん差異が生じているというのが大きな問題だと思っているのですが、その辺の認識、局長、どのように捉えているのかをお伺いしたいのが1点。

もう一個、ちょっとこの計画をざっくり見させていただいて、一応これは確認でありますけれども、右側のほうの安全の確保の部分です。黒丸の二つ目で、復興まちづくりの部分ですけれども、防集事業により市町村が買い取った移転元地の利活用の促進ということで、この利活用の促進は本当に多くの市町村でこれから復興を進める上で大きなネックになっているわけでありまして。この事業は、一義的には市町村で復興交付金の効果促進事業の中で進めるものであるかと思いますが、県としてこの利活用促進というふうに書いていますが、その上で県としての役割、県として何をどうしようとしているのか、その辺のお考えもお伺いできればと思います。

○木村復興局長 一つ目の現状認識ということでございます。いわゆる地域間格差というのは、先ほどちょっと申しあげました市町村によって生じているということがございますし、あと市町村の中においても、先ほども釜援隊のお話にもございました、災害公営住宅の隣にまだ応急仮設住宅があるというようなこと等も含めまして、そういう同じ市町村の中における集落間における進捗に差があるということは、それぞれの地域の事情というのは、細かいところまでいけばそれぞれあるのだろうと、用地の取得の関係等を含めまして、そういうふうには認識をしております。この部分については、市町村とそれぞれの事業ごとにさまざまな会議等を通じて情報共有をしながら事業等を進めているところでござ

ございますので、今後も引き続き市町村と十分その辺の情報共有もしっかり行いながら、できるだけ進捗を進めていかなければならないと考えてございますので、これまで一層他部局、それから市町村と情報共有をしながら進めていきたいと考えてございます。

○田村まちづくり再生課総括課長 移転元地の活用についてでございますけれども、移転元地につきましては、おっしゃるとおり市町村が主体となって進めております。県としましても、市町村と頻繁に情報交換いたしまして、どういう課題があるかというのもお伺いしているところでございます。現状では、地域では例えば国道45号線沿いというようなところで、土地のニーズがあるところは結構計画策定が進んでおりまして、事業が入っているところもございます。ところが、半島部とかのちょっとニーズがないところにつきましては、なかなか計画もどうしたらいいかわからないというところで、市町村が今地元の方々と一緒に検討しているところでございます。さらに、ニーズがないところといいますと、それぞれ地域によって、場所によって、課題がいろいろあります。これ一つを解決すると、全部解決するというのはなかなか難しいものでございますので、県としましてもそれぞれ事情をお伺いして、共通する部分があれば国なりに要望いたしますし、あとは先進事例を皆さんにお知らせするとか、そういうことにかかわっていきたくて考えております。

○佐々木順一委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木順一委員長 ほかにないようですので、岩手県東日本大震災津波復興計画復興実施計画（第3期）の方向性についてはこれをもって終了いたします。

執行部の皆さんは、退席されて結構です。御苦労さまでございました。

次に、日程3、現地調査の実施についてであります。資料3のとおり8月23日火曜日と24日水曜日の2日間で被災市町の復興に向けた取り組み状況等について現地調査を実施したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木順一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、詳細な日程については、後日事務局を通じて各委員に通知することといたしますので、御了承願います。

次に、日程4、現地調査実施報告書（6月実施分）についてであります。6月に4市町村において実施いたしました現地調査の実施報告書につきましては、あらかじめ各委員に配付しておりましたが、その概要について事務局から説明させます。

○高橋政策調査課長 お持ちいただければ現地調査実施報告書（案）をお手元に御用意願います。この概要について説明いたします。

表紙を1枚おめくり願います。6月に行った現地調査は、被災市町村の復興に向けた取り組みや内陸避難者への支援状況を把握するとともに、被災地における現況や課題を調査し、今後の復旧、復興の審議に資するため実施したものでございます。4班体制で、遠野市及び沿岸3市町村で実施いたしました。

次に、別添1でございますが、調査日程や出席委員を取りまとめたものでございます。

次に、別添2でございますが、調査先からの要望事項への対応状況でございまして、合わせて9項目でございます。各要望事項と、それに対する県の対応状況を取りまとめてございます。

次に、別添3でございますが、各会場における調査概要でありまして、質疑や意見交換の要旨を会議録形式でまとめてございます。

次に、別添4でございますが、調査先からいただいた資料、そして最後の別添5は調査時の写真を添付しております。説明は以上でございます。

○佐々木順一委員長 ただいま事務局から説明させましたが、委員の皆様から今回の現地調査の実施報告書に関しまして御意見等ございますでしょうか。

○斉藤信委員 1点。私、よくまとまっていると思います、この調査報告書。ぜひ調査関係先、関係団体にこの報告書をきちんと送付、報告をするようにしていただきたい。

○高橋政策調査課長 そのように取り計らわせていただきます。

○佐々木順一委員長 ほかに御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木順一委員長 それでは、今回の現地調査の実施報告書については、ただいまの御意見等を踏まえ、調査先に送付することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木順一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、その他であります、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木順一委員長 なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。